

令和6年3月1日
高知県農業協同組合

「甘長とうがらし（土佐甘とう）」からの適用外農薬成分の検出について

みだしのことにつきまして、令和6年2月28日（水）、JAグループの残留農薬自主検査で、当JA土長地区南国営農経済センター管内の1生産者の「甘長とうがらし」から農薬成分の「アセフェート」が食品衛生法で定められた残留基準値を超えて検出されました。

この成分を含む農薬は、「甘長とうがらし」への使用が認められていません。

消費者及び関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたしますとともに、以下にその内容をお知らせします。

記

1. 経過と対応

令和6年2月28日（水）にJAグループの高知県農産物安全検査センター（一般社団法人 高知県農業開発機構が運営）が行っている残留農薬自主検査で、農薬成分の「アセフェート」が0.46ppm（食品衛生法上「甘長とうがらし」の残留農薬基準値は0.01ppm）検出されたとの報告を受けました。

当JAでは、直ちに当該生産者の出荷を停止するとともに、農薬使用実態を調査しました。

その結果、2月8日にハウス隣接の自家菜園の野菜収穫後に発生した害虫防除に使用した散布器具等の洗浄を十分行わないまま、「甘長とうがらし」ハウスの防除を行ったことが判明しました。

当該生産者が収穫・出荷した「甘長とうがらし」は、当JAより2月14日から2月27日の間、県外・県内の市場等に152.25kg出荷しており、現在回収に取り組んでいるところです。

出荷先は、県外市場を中心に各都府県（青森、宮城、埼玉、東京、神奈川県、新潟、石川、福井、長野、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、香川、徳島、高知、福岡）です。

2. 再発防止対策

各生産者へ事案の共有を行い、再度、農薬の適正使用について講習会等を開催して周知し、安全・安心への取り組みを徹底いたします。

3. 農薬成分の健康面への影響

「アセフェート」検出濃度では、健康被害の恐れはないと思われま

(「1日摂取許容量 (ADI)」を超えない)

※「1日摂取許容量 (ADI)」とは、人が毎日、一生涯、食べ続けても、健康被害が生じないと考えられる量で、「甘長とうがらし」では、体重 50kg の人が毎日およそ 261g を食べ続ける量になります。

なお、アセフェートの代謝物であるメタミドホスについては、現在検査中

です。
検査結果については、10 日程度を要しますので、結果は J A のホームページにて公表いたします。

※生物の生存に必要な化合物に変換していくことを代謝といいます。

<参考>

「アセフェート」は、オクラ、しょうが、キャベツ、はくさい、茶等に使用が認められている農薬成分です。

以上